

ブロック塀等耐震対策事業 Q&A

どんな目的の事業？

- ・危険性の高いコンクリートブロック塀を撤去し、震災等における人命の安全性を高め避難路を確保することを目的としています。

どんな塀が補助の対象となる？

- ・①塀の点検表で危険性の高いコンクリートブロック塀となったもの かつ
- ・②避難路や緊急輸送路に面しているもの です。

避難路や緊急輸送路とは？

- ・地域防災計画・津波避難計画に位置づけられた道路です。具体的には高知市地域防災推進課のホームページの【高知市津波避難マップ】でご確認いただけます。
- ・高知市道、建築基準法42条の規定による道路及び臨港道路（港湾法第2条第5項第4号）です。具体的には建築指導課に設置してあります行政道路台帳図でご確認いただけます。

道路幅が4m無い場合は？

- ・基本的にはセットバック（道路中心から2mの位置まで境界を引く）をする必要があります。関係課での手続きをしていただくこととなります。また、関係課での手続きには時間や費用が必要となることがあります。

コンクリートブロック塀を一部残したいが？

- ・避難路などに面した部分はすべて撤去していただきます。
- ・コンクリートブロックが土留めを兼ねている場合も撤去して擁壁などに変更していただく必要があります。

新しく塀を設置したいが？

- ・補助の対象となるのは①危険性の高いコンクリートブロックを撤去する工事②撤去した後に生垣やフェンス等を設置する工事の①のみまたは①と②を同時にする場合です。
- ・生垣やフェンスを設置する工事のみは対象となりません。

安全な塀とは？

- ・生垣やフェンスなど軽量なもので、万一倒れても人命に危害を加えにくく撤去が容易なものです。石積み、土壁、コンクリート製などは認められません。
- ・フェンスの基礎にコンクリートブロックの使用は認められません。

申請すると補助対象になるのか？

- ・申請書に必要書類を添付して提出していただいた後、市職員が塀の点検表による危険度確認のため現地調査を行います。調査で安全対策が必要と評価された塀が補助対象となります。

工事に早く取り掛かりたいが？

- ・現地調査で安全対策が必要となった塀について補助事業認定通知書をお送りします。その後補助金交付申請書を提出していただき、審査後に補助金交付決定通知書をお送りします。補助金交付決定通知書を受取り後に工事着手できます。

コンクリートブロック塀に戻したい

- ・この事業を利用し工事終了後補助金を受け取られた場合は、再びコンクリートブロック塀に戻すことはお控えください。補助金を受け取り後にコンクリートブロック塀に戻された場合、補助金を返還していただくこともあります。
- ・危険性の高いコンクリートブロック塀を撤去する工事のみで工事終了後補助金を受け取られた場合も同様です。

門柱・門扉の撤去は？

- ・補助の対象外となります。

避難路と敷地の境界区切りは？

- ・境界に花壇などを設置するためにレンガやコンクリートブロックを置くことは可能ですが、設置する費用は補助金の対象となりません。
- ・セットバックをした場合に、花壇などを広がった避難路上に設置することはできません。
- ・花壇などに使用するコンクリートブロックをフェンス等の基礎とすることはできません。

申請はいつでもできる？

- ・受付開始は、ホームページや広報誌でお知らせします。助成の予算が限られていますので、予算件数に達しましたら早めに受付を終了する場合があります。